

西内委員長	ただいまから、議会運営委員会を開く。 本日は、意見書案の協議結果及び閉会日の議事手続等について御協議願うため、お集まりいただいた。 それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。
	1. 議案の追加提出について
西内委員長	初めに、議案の追加提出についてである。 総務部長、説明を願う。 (徳重総務部長、説明) ・第30号 高知県教育委員会の委員の任命についての同意議案 ・第31号 高知県収用委員会の委員の任命についての同意議案 ・第32号 高知海区漁業調整委員会の委員の任命についての同意議案
西内委員長	何か質問はないか。 (なし)
	2. 意見書案の協議結果について
西内委員長	次に、意見書案の協議結果についてである。 1ページの資料1、意見書案協議結果一覧表を御覧いただきたい。 意見書案は、1番、3番及び7番から9番までが原案のとおり、6番が文言修正の上で、以上6件がいずれも全会一致で意見書議案として提出される。 また、意見の一致に至らなかった意見書案のうち、2番、4番及び5番が会派から意見書議案として提出される。
	3. 議事手続について
	(1) 委員会に付託してあった議案及び請願
西内委員長	次に、議事手続についてである。 まず、2ページの資料2、委員会に付託してあった知事提出議案29件及び請願4件についての委員会審査結果一覧表を御覧いただきたい。 採決は、この一覧表に記載の順序により行いたいので、御了承願う。 (了承)
	ア 委員長報告に対する質疑
西内委員長	次に、委員長報告に対する質疑についてであるが、慣例のとおり省略することで、いかがか。 (異議なし)
西内委員長	それでは、さよう決する。
	イ 討論
西内委員長	次に、議案及び請願についての討論は、いかがでしょうか。

- 岡田(芳)委員 日本共産党は、第14号議案について反対討論を行う。
- 土居委員 自由民主党は、第14号議案について賛成討論を行う。
- 西内委員長 それでは、知事提出議案について討論を行うこととし、発言時間はそれぞれ10分以内、その順序については先例のとおりということで、御異議ないか。
- (異議なし)
- 西内委員長 それでは、さよう決する。

(2) 追加提出議案

ア 提出者の説明

- 西内委員長 次に、追加提出議案についてである。
先ほど総務部長から説明のあった追加提出議案3件については、本日の会議において、議案及び請願を採決の後、日程に追加して議題とし、知事の提案説明を受けることにしたいが、御異議ないか。
- (異議なし)
- 西内委員長 それでは、さよう決する。

イ 質疑・委員会付託・討論

- 西内委員長 これらの人事議案については、慣例のとおり、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することで、御異議ないか。
- (異議なし)
- 西内委員長 それでは、さよう決する。

(3) 議員提出議案

- 西内委員長 次に、4ページの資料3、議員提出議案についてである。
「高知県議会委員会条例の一部を改正する条例」議案については、前回の議運で、本日の会議に提出することとしていた。
この議案の議事手続については、知事からの追加提出議案を採決の後、日程に上げ議題とし、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論の全てを省略し、直ちに採決することで、御異議ないか。
- (異議なし)
- 西内委員長 それでは、さよう決する。

(4) 意見書議案

- 西内委員長 次に、9ページの資料4、意見書議案についてである。

R5. 12. 27 議会運営委員会

9ページの議発第3号「政治資金規正法に係る疑惑解明を求める意見書」議案から21ページの議発第7号「森林吸収源対策及び林業・木材産業の活性化対策の推進を求める意見書」議案までの計5件については、全会一致で提出されるものであるため、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論の全てを省略し、直ちに一括採決することで、御異議ないか。

(異議なし)

西内委員長

それでは、さよう決する。

なお、29ページの議発第10号「政治資金規正法の改正も含めた再発防止を求める意見書」議案も全会一致であるが、他の意見書議案と内容が関連しているため、さきほどの5件とは分離して取り扱うので、御了承願う。

(了 承)

西内委員長

次に、24ページの議発第8号「持続可能な社会保障制度の確立に向けた適切な財源確保を求める意見書」議案についての議事手続は、いかがでしょうか。

(な し)

西内委員長

それでは、この議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論の全てを省略し、直ちに採決することで、御異議ないか。

(異議なし)

西内委員長

それでは、さよう決する。

次に、26ページの議発第9号「政治資金規正法の抜本的改正を求める意見書」議案と29ページの議発第10号「政治資金規正法の改正も含めた再発防止を求める意見書」議案については、内容が関連していることから、一括議題とすることでいかがか。

(異議なし)

西内委員長

それでは、さよう決する。

については、議事手続はいかがでしょうか。

岡田(芳)委員

日本共産党は、議発第9号について討論を行う。

西内委員長

討論を行うとのことであるので、発言時間は10分以内とし、提出者の説明、質疑、委員会への付託は省略するというので、御異議ないか。

(異議なし)

西内委員長

それでは、さよう決する。

次に、31ページの議発第11号「自衛官の命を守る観点から、自衛隊へのオスプレ

イ配備の見直しを求める意見書」議案についての議事手続は、いかがでしょうか。

田所委員 県民の会は、討論を行う。

西内委員長 討論を行うとのことであるので、発言時間は10分以内とし、提出者の説明、質疑、委員会への付託は省略するということで、御異議ないか。

(異議なし)

西内委員長 それでは、さよう決する。

4. 高知県選挙管理委員及び同補充員の選挙について

西内委員長 次に、34ページの資料5、高知県選挙管理委員及び同補充員の選挙についてである。

12月6日の議運で、高知県選挙管理委員4名及び同補充員4名の選挙を、本日の本会議で行うこととしている。

選挙の方法については、先例により、34ページの案のとおり、議長の指名推選で行いたいが、御異議ないか。

(異議なし)

西内委員長 それでは、さよう決する。

なお、議事手続については、「高知県議会委員会条例の一部を改正する条例」議案を採決の後、日程に上げ議題とし、会議に諮ること御異議ないか。

(異議なし)

西内委員長 それでは、さよう決する。

(吉岡議事課長、挙手)

西内委員長 吉岡議事課長、どうぞ。

吉岡議事課長 選挙管理委員会委員の資料の表記などについて補足説明をさせていただく。

選挙管理委員会委員等の被選挙人として、34ページ、資料5のとおりお示ししているところであるが、前回の令和元年の選挙の際までは、この資料に被選挙人の住所を番地まで掲載していた。

しかしながら、この文書は公開されるものである。このため、個人情報保護の観点から、また令和2年には公職選挙法に基づく国政選挙の立候補の届出の告示事項の取扱いが変更され、立候補者の住所を番地まで告示していたものが市町村名までとされたこと、また他県の状況も踏まえて、今回から被選挙人の住所の表記を市町村名までとさせていただいているので御了承願う。

あわせて、議場で議長が指名推選を行う際も、従前は被選挙人の住所を番地まで発言していたが、これも市町村名までとするということで御了承願う。

以上である。

西内委員長 ただいまの事務局説明について、何か質問はないか。

(なし)

西内委員長 それでは、ただいまの説明のとおりで御了承願う。

(了承)

西内委員長 以上、ここまでの議事手続等についてである。
ここで、本日の議事日程表をお手元にお配りする。

(事務局、議事日程表を配付)

西内委員長 それでは、事務局に説明させる。

(吉岡議事課長、説明)

西内委員長 この順序で議事運営が行われるので、御了承願う。

5. 2月定例会の開催時期について

西内委員長 次に、35ページの資料6、2月定例会の開催時期についてである。
事務執行上のめどとして、正副委員長案をお示ししてある。

2月定例会の開催時期については、この案をめどとし、なお、その決定は、従来どおり招集告示後に開催する議運でお諮りするということではいかがか。

(異議なし)

西内委員長 それでは、さよう決する。

6. 継続審査調査の申出について

西内委員長 次に、36ページの資料7、継続審査調査の申出についてである。

閉会中の継続審査・調査を行うため、お手元の案のとおり申し出ること、御異議ないか。

(異議なし)

西内委員長 それでは、さよう決する。

7. 議員派遣に係る報告書の提出について

西内委員長 次に、議員派遣に係る報告書の提出についてである。

地方議会活性化シンポジウム2023及び第23回都道府県議会議員研究交流大会に派遣したそれぞれの議員から、派遣の報告書が議長に提出された。

その写しをお手元にお配りしてあるので、御了承願う。

(了 承)

西内委員長 なお、全議員に対しては、後ほど控室のほうへ写しを配付し、あわせて図書室にも配置することとする。

8. その他

(1) 高校生フォトコンテスト

西内委員長 最後に、その他についてである。
 まず、37ページの資料8、高校生フォトコンテストについてである。
 このことについて、事務局から報告がある。

吉岡議事課長 高校生フォトコンテストについて御報告する。37ページの資料8を御覧願う。
 第8回となるフォトコンテストについては、議員の皆様のご投票による2次審査も終了した。今回も多くのご投票をいただき、初めて行った電子投票からも7名の議員からいただいた。お忙しい中、審査に御協力いただき、ありがとうございました。締切り後、事務局で開票、集計し、議長、副議長に確認、御協議いただき、議長賞、副議長賞、佳作を決定したので、結果を御報告する。

その結果、議長賞は、資料には記載していないが2次審査で最も多くの票、20票を得た、土佐高校1年の陰山悠翔さんの作品名「一日の幕開け」に決定した。土佐高校からの議長賞受賞者は、令和元年度以来4年ぶりである。

次に、副議長賞は13票を得た岡豊高校3年の白石恵怜子さん、作品名「待ち遠しい」に決定した。岡豊高校からの受賞者は初めてである。

次に佳作である。まず、10票を獲得された梶原高校1年中越美翔さん、作品名「青春したぜ!」、同じく10票を獲得された高知農業高校1年竹内真央さん、作品名「jumping family」、そして9票を獲得された高知高校2年加藤東馬さん、作品名「南国高知の初体験」、同じく9票を獲得された高知高校1年弘田愛依さん、作品名「シルエット」に決定した。要項において佳作は3点程度とし、得票数が同数の作品は全作品を佳作とするとの規定があるので、9票で同数の2作品をともに佳作とし、全部で4点を佳作とする。

結果については、この後全議員にこの資料をお配りするとともに、ホームページに掲載し、あわせて入賞された方には学校を通じて直接御連絡することとしている。

今後、表彰式を行うが、その内容や日程については入賞された方の御都合も伺いながら、後日決定する。

以上である。

西内委員長 何か質問はないか。

(な し)

西内委員長 それでは、事務局報告のとおりで御了承願う。

(了 承)

(2) その他

西内委員長 次に、その他である。

R5. 12. 27 議会運営委員会

- 事務局から報告がある。総務課長、どうぞ。
- 福島総務課長 38ページの資料9、工事に伴う通行規制について御説明する。
このことについては、前々回の議運でお知らせしていたが、その後管財課から連絡があり、通行止めの日程に2月23日が追加となったので、資料に追加している。
御迷惑をおかけするが、御理解、御協力のほどよろしく願います。
以上である。
- 西内委員長 この件については、報告のとおりで御了承願う。
- (了 承)
- 西内委員長 ほかに、その他で何かないか。
- (な し)
- 西内委員長 それでは、協議事項は、以上である。
本日の本会議の開会時刻は、午前10時でよろしいか。
- (異議なし)
- 西内委員長 それでは、本会議の開会時刻は、午前10時をめぐとする。
以上で、議会運営委員会を終わる。